

七尾ビジネスバトンスクール受講申込規約

平成 30 年 3 月 26 日

1. スクールについて

- (1) 七尾ビジネスバトンスクールは、全 8 回コースとします。原則として、単回での受講は認められません。
- (2) 定員になり次第、お申込みを締め切らせていただきます。

2. 受講資格について

- (1) 受講資格は、原則として法人とする。但し、七尾街づくりセンターが認める場合においては、その限りではありません。
- (2) 一法人あたり、3 名まで受講できるものとします。
- (3) 未成年者（20 歳未満）が、個人にて受講申込みをする場合には、別途親権者の自署・押印のある「同意書」の提出が必要です。

3. 受講料について

- (1) 受講料は、七尾市内に本社・支店・営業所・店舗のある事業者は、240,000 円（税別）とします。それ以外、七尾市外の事業者は、280,000 円（税別）とします。
- (2) 受講料をお支払いいただく場合には、銀行振込の方法によりお取扱いいたします。その際の振込手数料はお客様のご負担となります。

4. 解約について

- (1) スクール開始日以後、健康上の理由、経済上の理由、その他いかなる理由であれ、原則として、受講料は返金できかねます。但し、七尾街づくりセンターが正当な理由と認める場合において、受講後 3 回目以前は 50%、5 回目以前は 30%を返金するものとします。
- (2) 反社会的勢力との関係、法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと七尾街づくりセンターが判断した場合、七尾街づくりセンターは何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りする場合があります。なお、この場合、受講料については、一切返金されません。

5. 運営について

- (1) 地震・火災・停電等の災害が発生した場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他やむを得ない事情により、休講、講義形態、日程の変更が生じる場合があります。
- (2) 受講途中であっても、予告なしに担当講師や発送日程の変更、講義内容の追加・修正を行う場合があります。なお、受講継続が困難となった場合の返金額は、上記 4 の解約を準用いたします。
- (3) お客様が講義を欠席された場合には、主催者が実施録等でフォローします。但し、お客様に生じた損

害について責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6. 情報の取り扱い

記載の情報は本スクールの実施および今後の催事実施において、七尾街づくりセンター株式会社が利用します。個人情報 は 目的の範囲内で利用するとともに適切な方法で管理し、法令上の特段の事情がない限り、本人の同意なしに第三者への目的外での開示・提供はいたしません。

7. 著作権

本スクールがお客様に提供する教材（テキスト、レジュメ、DVD、講義を収録した映像または音声データ、その複製物及びその他一切の著作物 以下、「NBBS 教材」という）に関する著作権、その他知的財産権は七尾街づくりセンターまたは権利者に帰属しており、お客様ご自身が学習する目的以外に使用および複製することはできません。

8. 免責

本スクールをご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、業績向上等の目的が達成できなかったとしても、七尾街づくりセンターは責任を負いかねます。

9. 準拠法および合意管轄

- (1) 当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
- (2) お客様と七尾街づくりセンターとの間における一切の争訟については、金沢地方裁判所または金沢簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

10. 規約の変更

- (1) 当規約は予告なく変更することがあります。
- (2) 強行法規の改正等により、当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

11. 施行日

平成 30 年 3 月 26 日施行

平成 30 年 3 月 26 日
七尾街づくりセンター株式会社